

湯河原町都市計画審議会運営規則

平成 15 年 5 月 30 日

規則第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、湯河原町都市計画審議会条例（昭和 45 年湯河原町条例第 10 号）第 9 条の規定に基づき、湯河原町都市計画審議会（以下「審議会」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第 2 条 会長は、審議会の会議を招集しようとするときは、会議の日の 7 日前までに会議の日時、場所、議案その他必要な事項を委員及び当該議事に関係のある臨時委員に通知するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(会議の非公開)

第 3 条 審議会は、原則公開しないものとする。

(代理出席)

第 4 条 委員の代理による出席は、認めないものとする。

(関係者の出席)

第 5 条 審議会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(議事録の作成)

第 6 条 会長は、議事録を作成し、これを保存するものとする。

2 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開催の日時、場所及び議案
- (2) 出席した委員、臨時委員及び関係者の氏名
- (3) 説明のため出席した者の職及び氏名
- (4) 議事の概要
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

3 議事録には、会長及び会長職務代理者が署名するものとする。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。